

松本市空家等及び空地の適正管理に関する条例（平成26年条例第2号）新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>管理不全な状態</u> 次のいずれかに該当する状態にあることをいう。</p> <p>ア 建物その他の工作物の倒壊若しくは破損により、又は建築材料等の飛散により、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態</p> <p>イ 不特定の者が侵入すること等により、火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態</p> <p>ウ 雑草若しくは樹木の繁茂、害虫の発生又は動物の繁殖により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第4条 空家等又は空地の所有者等は、当該空家等又は空地が<u>管理不全な状態</u>にならないよう、自らの責任において<u>適正にこれを管理しなければならない</u>。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [同左]</p> <p>(3) <u>管理が適正でない状態</u> 次のいずれかに該当する状態にあることをいう。</p> <p>ア 建物その他の工作物の倒壊若しくは破損により、又は建築材料等の飛散により、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態</p> <p>イ 不特定の者が侵入すること等により、火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態</p> <p>ウ 雑草若しくは樹木の繁茂、害虫の発生又は動物の繁殖により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態</p> <p>(4)・(5) [同左]</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第4条 空家等又は空地の所有者等は、当該空家等又は空地が<u>管理が適正でない状態</u>にならないよう、自らの責任において<u>適正な管理に努めるとともに、市が実施する空家等又は空地に関する施策に協力するよう努めなければならない</u>。</p> |
| <p>(市民等の協力)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 市民等は、空家等又は空地が<u>管理不全な状態</u>であると認めるときは、市にその情報を提供することができる。</p> <p>(調査等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 市長は、この条例の施行のために必要があ</p> | <p>(市民等の協力)</p> <p>第5条 [同左]</p> <p>2 市民等は、空家等又は空地が<u>管理が適正でない状態</u>であると認めるときは、市にその情報を提供することができる。</p> <p>(調査等)</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>2～5 [同左]</p> <p>6 市長は、この条例の施行のために必要があ</p> |

るときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空地の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

7 [略]

(助言又は指導)

第7条 市長は、前条第1項の規定による調査により、当該空地が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、管理不全な状態の解消のため必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条の規定による指導を受けた空地の所有者等が当該指導に従わないときは、当該空地の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、管理不全な状態の解消のため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第10条 市長は、法第14条第3項及び前条第1項の規定による命令を受けた空家等及び空地の所有者等が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(緊急安全措施)

第12条 市長は、空家等又は空地が著しく管理不全な状態にあり、その状態を放置することによる市民の生命、身体又は財産に対する重大な危害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該危害の防止のために必要かつ最小限度の措置を自ら行い、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2・3 [略]

るときは、関係する地方公共団体の長、空地に工作物を設置している者その他の者に対して、空地の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

7 [同左]

(助言又は指導)

第7条 市長は、前条第1項の規定による調査により、当該空地が管理が適正でない状態にあると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、管理が適正でない状態の解消のため必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条の規定による指導を受けた空地の所有者等が当該指導に従わないときは、当該空地の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、管理が適正でない状態の解消のため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第10条 市長は、法第22条第3項及び前条第1項の規定による命令を受けた空家等及び空地の所有者等が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1)～(4) [同左]

2 [同左]

(緊急安全措施)

第12条 市長は、空家等又は空地が著しく管理が適正でない状態にあり、その状態を放置することによる市民の生命、身体又は財産に対する重大な危害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該危害の防止のために必要かつ最小限度の措置を自ら行い、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2・3 [同左]